

○ 西いぶり広域連合職員定数条例

平成 12 年 3 月 28 日
条 例 第 1 0 号

(定義)

第 1 条 この条例で「職員」とは、広域連合長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会に常時勤務する一般職に属する職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）をいう。

(定数)

第 2 条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 広域連合長の事務局の職員 | 40 名 |
| (2) 議会の事務局の職員 | 11 名 |
| (3) 選挙管理委員会の事務局の職員 | 4 名 |
| (4) 監査委員の事務局の職員 | 6 名 |
| (5) 公平委員会の事務局の職員 | 4 名 |

2 前項第 2 号から第 5 号までの職員は、同項第 1 号の職員が兼ねることができる。

(定数外の職員)

第 3 条 次の各号に掲げる職員は、前条第 1 項の定数外とする。

- (1) 休職者
- (2) 兼務者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。